

令和3年度若年技能者人材育成支援等事業実施状況報告書

京都府地域技能振興コーナー

(I) 地域における技能振興事業の実施

区分	実施計画	実施状況(令和3年12月15日現在)
技能五輪全国大会の予選の実施等	1. 技能五輪全国大会の予選の実施 京都府から大会参加が見込める職種について、技能検定とは別に予選大会として競技を行う。 ①日本料理職種：10名程度(令和3年5月予定) ②和裁職種：15名程度(令和4年2月予定)	① 日本料理職種：令和3年5月11日(火)実施 参加4名 ② 和裁職種：令和4年2月の実施に向けて準備中
	2. 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 大会への参加選手とその指導者等の参加旅費及び道具等の運搬費を援助する。 (支援選手見込数) ① 第16回若年者ものづくり競技大会：参加選手3名、指導員3名 ② 第59回技能五輪全国大会：参加選手16名、指導員16名	① 第16回若年者ものづくり競技大会 令和3年8月4日(水)・5日(木)開催 ○参加選手：4職種4名 ② 第59回技能五輪全国大会 令和3年12月17日(金)～20日(月)開催 ○参加選手：9職種13名 ○結果：入賞者5職種6名(金賞1、銀賞2、敢闘賞3)
ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組	① ものづくりマイスター、ITマスター及びそれ以外の熟練技能者の活用 a イベントの開催 (a) 京都(web)ものづくりフェア2021の開催 専用サイトにおいてIT関係を含む15職種が参画し、webを活用したものづくり体験等を実施 (b) 京都ものづくりフェア2021の開催 衣食住約20職種が参画し、ものづくり体験教室等を実施 ・開催時期：令和3年11月13日 ・開催場所：京都市内・来場見込者数：2,400人 b 京都府優秀技能者受賞者による作品展の開催 京都府魁の会(京都府優秀技能者受賞者の会)の協力を得て、優秀な技能で製作された会員の作品を展示	① 「京都ものづくりフェア2021」の開催 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、web活用によるwebパート及び完全予約完全入替制によるリアルパートをハイブリッドで展開 a webパート (a)開催時期：令和3年10月25日(月)～令和4年3月31日(木) (b)内容 ・ZOOM体験：3プログラム(ITを含む) ・動画体験：4プログラム ・ショート動画(実技)：2プログラム ・web小間：19団体 (c)閲覧数：11,000ページビュー b リアルパート (a)開催日時：令和3年11月13日(土) (b)開催場所：京都パルスプラザ(京都市伏見区) (c)内容 ・体験教室：5プログラム ・展示：3団体 (d)参加者：336名 ② 「現代の名工」作品展 令和4年2月5日(土)、6日(日)、イオンモール京都桂川での開催に向けて準備中

<p>② 技能競技大会展・技能士展の実施 ブロック別の開催のイベントに際して、幹事県コーナーを中心として積極的にセンターに協力して行う。</p>	<p>10月2日(土)に兵庫県（神戸ハーバーランドumie）で開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止</p>
<p>③ 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の実施 協会のホームページへの掲載等により周知を図り、応募書類の受付・チェック、センターへの送付を行い、センターからの結果通知を応募者へ送付する。</p>	<p>グッドスキルマーク事業：1件認定（畳(置き畳及び飾り畳)）</p>
<p>④ 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 センターが示す編集方針に沿って被表彰者に対してコーナーが取材を行い、取材結果をセンターに提出する。</p>	<p>令和2年度の被表彰者に対して取材を実施し、取材結果をセンターへ提出済み。令和3年度の被表彰者については調整中</p>

(II)ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務

区分	実施計画	実施状況（令和3年12月15日現在）
ものづくりマイスター等の開拓	<p>ものづくりマイスター等の要件を満たしている者が多いと思われる高度熟練技能者の所属する企業や業界組合等を訪問して発掘する。</p> <p>また、ITマスター及びテックマイスターについては、IT人材を擁する団体である「ITコーディネーター京都」に対して常に接触しながら発掘する。</p> <p>（目標）ものづくりマイスター：10人 ITマスター：8人 テックマイスター：1人</p>	<p>ものづくりマイスター・ITマスターの認定者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりマイスター等9名（5職種。塗装、工場板金、左官、建築板金、金属プレス加工） ・ITマスター9名（4職種。ウェブデザイン、グラフィックデザイン、業務用ITソフトウェアソリューション、ITネットワークシステム管理）
ものづくりマイスター等への説明	<p>実技指導等に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を説明する。</p> <p>また、認定証交付時、または平成28年度以前から登録している者が当該年度に初めて実技指導等を開始する直前に、コーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について、文書により通知し説明を行う。</p>	<p>計画に従って説明を実施</p>
3. 申請書類等の取りまとめ	<p>ものづくりマイスター、ITマスター及びテックマイスターの認定申請書の受理して、申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出する。</p>	<p>ニーズの多い職種のものづくりマイスターの確保に努め、とりわけ登録していない職種を重点的に認定申請に努めた。</p>
4. ものづくりマイスター等に対する研修	<p>① 新たに認定されたものづくりマイスター、ITマスター及びテックマイスターに対して実技指導の結果報告の作成方法等を含む指導技法等講習を実施（年2回程度予定：9月、2月（予定））</p> <p>② センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を積極的に活用するほか、個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与等を行う。</p>	<p>指導技法講習を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりマイスター 12月22日(水) ・ITマスター 12月3日(金)

(Ⅲ)ものづくりマイスター等の活用に係る業務

区分	実施計画	実施状況（令和3年12月15日現在）
<p>1. 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p>	<p>ア 事業所等を訪問して、「ものづくりマイスター制度」等の説明と本制度を活用することの有用性を説明して、経営者又は現場責任者との面談により、具体的なニーズを引き出す。</p> <p>イ 地域の教育委員会、小中学校を訪問して「ものづくりの魅力」発信の活用推奨を行うとともに、教育長、校長等に面談して具体的なニーズを引き出す。ITマスターの学校への派遣については、「ものづくりの魅力」発信の活用推奨のための訪問時に、ITマスターによる実技指導の実施などを提案してニーズを引き出す。</p>	<p>・ものづくりマイスター、ITマスター及びテックマイスターと連携のもと、相談・援助を実施。</p> <p>・雇用安定等各種給付金の受給予定を確認し、受給予定の事業主に対して支給要件の労働局への確認を促すとともに、3級技能検定の資格付与などを案内</p>
<p>2. ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p>	<p>① 中小企業や工業高校等からの若年技能者に対する実技指導の要請を受けてものづくりマイスター、ITマスター又はテックマイスターを派遣し、提示される要望等（到達点、頻度、次期、期間等）にきめ細かく対応した実技指導を行う。</p> <p>② 実技指導のレベル、活動目標人日等</p> <p>ア 企業：技能検定 2～3級相当 (目標) 7社×3人(受講者数/回)×15日 = 315人日</p> <p>イ 工業高校等：技能検定 3級相当 (目標) 3校×7人(受講者数/回)×9日 = 189人日</p>	<p>・中小企業へのものづくりマイスター派遣：4事業所、121人日 機械加工、電気溶接</p> <p>・教育機関へのものづくりマイスター派遣：工業高校等2校、63人日 機械加工、電気溶接</p> <p>・中小企業へのITマスター派遣：1事業所126人日</p> <p>・教育機関へのITマスター派遣：工業高校等1校4人日</p>
<p>3. 「目指せマイスター」プロジェクト</p>	<p>① 「ものづくりの魅力」発信 地域の教育関係機関関係者からの要請に基づいて、小中学校等の授業等へものづくりマイスターを派遣して「ものづくりの魅力」発信を行う。</p> <p>活動目標：3, 250人日</p> <p>・小中学校児童・生徒：延べ50校×60人 = 3,000人日</p> <p>・教師：延べ50校×5人 = 250人日</p> <p>② 「ITの魅力」発信 小中学校等の授業等へITマスターを派遣して、「ITの魅力」発信を行う。</p> <p>・小中学校等におけるITマスターの活動数(目標人日) 30人×3日×1校 = 90人日</p>	<p>①ものづくりの魅力発信</p> <p>・小中学校の授業への派遣 小中学校児童・生徒：延べ33校、児童・生徒：1, 683人日</p> <p>・事前講座への派遣(教師を対象) 延べ33校、165人日 (※緊急事態宣言再発後の体験活動は、延期の措置)</p> <p>・北部展開 京都府北部地域において事業を実施</p>

(IV) 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

区分	実施計画	実施状況（令和3年12月15日現在）
1. 連携会議の設置	連携会議委員構成（12名）：京都労働局1、京都府1、府教委2、市教委2、京都職業能力開発促進センター1、京都商工会議所1、府商工会連合会1、府中小企業団体中央会1、府技能士会連合会1、当協会1	第1回連携会議:令和3年5月17日(月)、書面により開催 第2回連携会議：令和3年12月20日(月)、ZOOMにより開催
2. 連携会議の開催回数	2. 連携会議の開催回数 連携会議を年間2回開催する。 ・1回目（4月又は5月）前年度実施結果報告、本年度推進計画等 ・2回目（11月又は12月）事業実施状況報告、次年度に向けた改善事項の検討・報告等	

(V) 地域技能振興コーナーの設置

京都府職業能力開発協会に京都府地域技能振興コーナーを設置